持続可能な国民健康保険制度の確立及び財政支援について

近畿部会提出 説明担当 貝塚市

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として国民の生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、高齢化の進展や医療の高度化による保険給付費の増加などにより、市町村国保会計は一般会計から多額の法定外繰入れや国民健康保険料 (税)の値上げを行うなど、きわめて厳しい財政運営を強いられている状況に ある。

こうした状況の中、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県が財政運営 の主体となり、市町村とともに国保運営にあたることが示されている。

しかしながら、国保の構造的な諸問題を解決し、安定的で持続可能な国民皆保険制度を確立するためには、将来的に全ての医療保険制度の一本化及び保険者の再編・統合等に向けた抜本的改革が必要である。

よって、新制度への移行に関しては、速やかな情報提供を図るとともに、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 重点要望事項

(1) 国民健康保険の都道府県化に当たっては、保険料(税)の平準化等による被保険者負担の急激な増加に対応するよう十分な激変緩和策を講じるとともに、現在抱えている国民健康保険事業の累積赤字について円滑に処理できるよう財政措置を講じること。

2. 一般要望事項

- (1) 国庫負担金の割合を引き上げるとともに、地方単独事業の実施に伴う減額措置を廃止すること。
- (2) 他の医療保険制度より負担感が強い保険料(税)を是正するため、更なる財政措置の検討を図ること。

(3) 平成30年度の国保都道府県化にあたっては、円滑な制度移行ができるよう、速やかな情報提供に努めるとともに、電算システム改修経費による保険者負担については、被保険者及び保険者の負担とならないよう国において必要な財政措置を講ずること。